

北上市告示乙第37号

都市計画法第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和7年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文

1 都市計画の種類

都市施設（道路）

2 都市計画を変更した道路

- (1) 北上都市計画道路3・4・9号珊瑚橋本宿線
- (2) 北上都市計画道路3・5・23号九年橋大通り線（路線名を曙町線から変更）

3 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 北上市立花10地割から川岸四丁目まで（別紙図面のとおり）
- (2) 北上市大通り二丁目から花園町一丁目まで（別紙図面のとおり）

4 変更に係る都市計画の図書の縦覧場所

北上市都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。